

質問 中川議員（共産 岐阜市）令和8年10月2日（金）

3 木曽川右岸流域下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に係る課題と今後の検討について

答弁 知事

一般的に、ウォーターPPPの導入は、点検から修繕・更新計画案の作成まで民間に一括して委託することで、劣化箇所の迅速な修繕が可能となり、施設の長寿命化やコスト削減につながると期待されます。

また、点検や簡易な修繕などの定型的な業務の委託により、県の技術職員が、大規模な更新工事や民間事業者に対するモニタリングなどの主要な業務に集中でき、効率的な人員配置が可能となります。

以上の理由から、施設の老朽化と技術職員の不足という2つの課題を同時に解決する手段として、ウォーターPPPは有効であると考えております。

他方、議員御指摘のとおり、ウォーターPPPの導入に当たりましては、長期契約による職員の技術継承や、事業者撤退による事業継続、災害時への対応などへの不安、あるいは事業の民営化につながるという懸念があることは承知しております。

このため、現在県で導入を検討している内容ですが、事業の所有権や運営権を民間へ譲渡するものではなく、あくまで管路の日常的な維持管理業務の包括的な委託に留まるものです。

そのため、職員の技術継承につきましては、委託後も県が責任主体として、更新工事の管理・監督や発注業務を担い、加えて、民間事業者に対するモニタリングを行うため、基礎的な知識や、技術的な判断能力は、これまで同様、経験を通じて習得可能であると考えております。

また、受注者の経営悪化による事業撤退や破産した場合についても、事業引継ぎのための契約条項を設け、下水道サービスが途切れることのないよう、万全の体制を確保してまいります。

さらに、災害時や重大事故発生時には、対応方針の決定や関係機関との調整、復旧工事の実施などは、これまでと変わらず県が主体となって適切に対応してまいります。

この上で、ウォーターPPPの導入について関係市町にヒアリングを実施したところ、岐阜市と各務原市から共同で検討を進めたいとの希望があり、県として両市と共に具体的な検討を進めているところでございます。

対象施設は、処理場などの施設を除く管路のみとし、業務内容は、パトロールや点検、簡易な修繕及び点検結果に基づく更新の計画案作成などを一括して委託する形としております。

なお、提出された更新計画案については、最終的に県が責任を持って精査・確定することとしております。

こうした前提のもと、本年6月に、「管路のみを対象とした業務」に対する参画意欲の有無について、第1回市場調査を行い、その結果、複数の民間事業者から参画意欲を確認したところでございます。

今後引き続き両市と連携しつつ、詳細な業務仕様の設定や概算事業費の算出を行い、その結果をもって第2回市場調査を実施し、民間事業者の参画意欲等を改めて確認した上で、令和8年度中を目途に、ウォーターPPPの導入の可否を判断してまいります。

今後とも将来にわたり、木曽川右岸流域下水道における安全で安定的なサービスの提供に取り組んでまいります。

再質問 答弁 知事

ウォーターPPPによる老朽化への対応の効果ですが、実際に御指摘いただいたとおり、色々なところで老朽化が進み、特に今回対象とします管路の部分というのが、非常に重要になってきます。

職員がやれば大丈夫で民間だと駄目かということと多分逆で、職員の場合は、色々な種類の仕事をしている者が見に行くのに対して、民間委託することによって、常に継続モニタリングができます。今回の場合はデータの継続的なチェック、簡易補修に伴う結果を県に提供していただいて、それをモニタリングする形になります。

あくまで職員自体が見なければ分からないことではないので、それよりも、むしろ継続的にやることの方が、価値があると思っております。

ただやってみないと分からないので、今のところ、これまでの得られた知見からすると、むしろ専門業者がずっと継続する方が得られる情報、見つけられるもの、そして対応が迅速であるということなので、我々はこの部分だけでもまずは委託しようということになります。

従って職員かどうかということからすると、我々はむしろ、これを進めた上で検討したいと思っております。

再々質問 答弁 知事

1点誤解があるので修正させていただきたいのですが、私は「民間に頼んだことによって、データの収集とか実態の把握にアドバンテージがある」と言ったのであって、「判断を任せる」とは言っておりません。

なので、民間に任せた方が、彼らが使う検査機器、その他が、県で買うものよりも進んでいる可能性もあります。これは委託する業者にもよりますが、彼らはそれをプ

ロとして情報を把握するので、そこは県職員がやるよりもより良い情報がとれるであろうということを期待して民間に委託するのであって、その結果を踏まえて判断をするのはあくまで県となりますので、そこは訂正させていただきます。

担 当 課 下水道課

電話番号 058-272-8669

メー ル c11663@pref.gifu.lg.jp